

2023年6月23日改定

定 款

ハリマ化成グループ株式会社

ハリマ化成グループ株式会社定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、ハリマ化成グループ株式会社と称し、
英文では、HARIMA CHEMICALS GROUP, INC.と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の業務を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 次の各製品、その原材料、副産物および関連製品の製造、加工、売買および輸出入
 - イ. 天然樹脂、テレピン油、トール油等油脂類
 - ロ. 合成樹脂、合成樹脂添加剤、金属石けん、その他工業薬品
 - ハ. 医薬品、農薬、香料
 - ニ. 農畜水林産物
 - ホ. 食料品
2. 普通倉庫業務
3. 冷蔵倉庫業務
4. 知的財産権、ノウハウ等の無体財産権の取得、譲渡および提供
5. ゴルフ場、その他スポーツ施設およびその関連施設の運営ならびに管理
6. 不動産の売買、賃貸および管理業務
7. 経営、労務および経理事務等事務代行業
8. 金銭の貸付、その代理および貸借の媒介ならびに保証
9. 前各号に付帯または関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中央区におく。

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、5,950万株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 10 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、社長が招集し、その議長となる。

社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2.当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第17条（員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 前項の取締役とは別に、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第18条（選任方法）

取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第19条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 前項にかかわらず、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任されたものの任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第20条（役付取締役）

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長1名を選定し、必要に応じて名誉会長、会長各1名および副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。

第21条（代表取締役）

社長は、会社を代表し、会社の業務を総括する。

2. 取締役会は、その決議をもって、会長、副社長、専務および常務の中から当社を代表する取締役を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、会長が招集し、その議長となる。

会長を置かないとき、または会長に事故あるときは、社長がこれにあたり、社長にも事

故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第 23 条（招集）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第 24 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条（取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 29 条（取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第30条（招集）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第31条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

第6章 計算

第34条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第35条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第36条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 37 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

付 則

第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第73期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条（社外監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第73期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上